

褒美して、政右衛門に米をあたふ、

〔一話一言三〕鈴鹿孝子傳

孝子万吉は伊勢國鈴鹿郡坂の下宿古町の人なり。○中略貧しき中に母癪の病いできてなやみがちなれば、○中略万吉六歳の時、ふかくこれをなげき、母の病おこる時は、近隣にゆきて、薬を乞て、是にあたへ、もみさすりて、病を扶け、扱又日々に街道に出て、往還旅客の小き荷など持て、その賃をとるといへども、稚ければ重き物を提挈する事あたはず、いさゝかの風呂敷包、或は鎗長刀など持て、鈴鹿山の撿岨を登り下れども得る所は三錢五錢に過ず、日ごとにおこたらず、かくするうちにも、いく度も家に立歸り、母がきげんをうかゞひ、夕にはかの得る所の錢を集て、母にあたふ、天明三年癸卯天下飢饉して、五穀のあたへ貴く尋常の農商餓死するもの多き中に万吉力をはげまし、半谷一夕の米穀を得て、母にあたへ、母食ざれば、一粒もをのれ食はず、その辛勞、筆紙につくしがたし、其頃やうやく近隣に、その孝をかるもの多し。○中略今年天明七年丁未三月四日、御奉行所にて、御褒美として、白銀二十枚を賜り、又母を養ふため、一日米五合づゝ、永くこれを下しおかる、○中略下

〔二話一言七〕同年八年天明九月龜松狼を仕留め候事

同年九月廿八日信州童龜松殺狼救父事

私儀遠藤兵右衛門御代官所代撿見被仰付、信州佐久郡廻村之節、同郡内山村百姓狼ニ被喰候處、若年之悴即座ニ狼を抱留鏹にて殺候由、去月廿八日野先ニ而承候趣、左ニ申上候、

遠藤兵右衛門御代官所信州佐久郡
内山村百姓總右衛門悴

龜松
申十一歲

右村之儀、信州上州國境破風山麓にて、右總右衛門儀高壹斗所持、家内五人暮居宅より三丁程隔